



情報(第 102 号)



745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

周南市岐山小学校前：この小学生は幸せです（令和 2 年 10 月 4 日撮影）。

飲み会のわいせつ行為



1 セクハラ

今さらながらですが、セクハラとは、セクシュアル ハラスメント (sexual harassment) の略で、sexual は「性的」、harassment は「嫌がらせ」の意味です。

2 セクハラの禁止規定

「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」と規定されています（いわゆる男女機会均等法第 11 条）。

要約すると、性的な言動によって、労働者が不利益を受け又は就業環境が害されることのないよう、相談体制の整備その他の必要な措置をとることが義務とされているわけです。セクハラ防止は、性的言動と職場環境が問題となります。

3 職場の解釈

職場とは、「事業主が雇用する労働者が業務を遂行する場所を指し、当該労働者が通常就業している場所以外の場所であっても、当該労働者が業務を遂行する場所については、「職場」に含まれる。例えば、取引先の事務所、取引先と打合せをするための飲食店、顧客の自宅等であっても、当該労働者が業務を遂行する場所であればこれに該当する」（厚生労働省平成 18 年厚生労働省告示第 615 号：事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針）と解釈されています。

そこで、職場の飲み会の二次会（カラオケ）行為が職場に含まれるか争われた例を紹介することにします（大阪地判平 10. 12. 12 判タ 1002-185）。セクハラが概念が浸透し始めた時期で、今よりもっと緩やかであったこともありましょうが、ここに紹介する行為は、飲んでいるとはいえ恥ずべき行為です。

4 事案の概要(裁判所の認定した事実)

職場は大手運送会社で、被害者（原告）は、オフィスコミュニケーターとして採用された女性、被告（行為者）はその上司です。原告の職務は、男性ドライバーとともにチームを組んで、徒歩で大阪市内のオフィス街にあるオフィスビルを回り、軽荷物、書類、貴重品を集配する業務で、原告を含め 8 名の女性が第 1 期生として雇用され、歓迎会が行われました。

- (1) 被告から「命令だ」と原告に着席するように命令し、突然被告が原告の前に回り込んで両肩を押さえつけてソファに押し倒した。被告が倒れ込んだ原告の上に乗れかかり、顔を近づけ、とっさに顔を覆った原告の左手甲にキスをした。
- (2) 原告は、被告を避けようと席を移し、しばらく歓談していたところ、一曲歌い

終わった被告が突然原告の額にキスをした

- (3) 被告は、他の女性の胸元に手を伸ばし、ワンピースのボタンを一つ外したが、同人が自分からワンピースの胸元を広げて「下にTシャツ着てるもん」とおどけたところ、被告は、原告の胸元に手を伸ばし、ブラウスのボタンを外したので、原告は、胸元を手で押さえて席を立った。
- (4) 原告は、被告の話に業務に関連する部分があったので黙って聞いていたところ、「今日のこと旦那に言って旦那が大阪支店に電話したりなどせんようにしてや」などと申し向けた。帰り支度を始めた原告の右隣に寄って来て、「もっと軽く考えないとこの会社ではやっていかれへんで」「この会社は上に行った者勝ちやねん」などと言い、無視されると、「今から家に帰って旦那とやるんやろ」「激しいセックスしたらあかんで」などと卑わいな発言を続けた、など。

5 判決

一連の行為は性的いやがらせで、原告に対する不法行為に該当する。被告は、ドライバーとオフィスコミュニケーターとの懇親を図るために飲み会を企画し、一次会で帰宅しようとする原告を二次会に誘い、嫌がる原告に対し仕事の話に絡ませながら性的いやがらせを繰り返したもので、職務に関連させて上司たる地位を利用して行ったもの、すなわち、事業の執行につきされたものと結論づけて（職場に該当する）、計 110 万円の慰謝料支払いを命令しています。

6 会社の責任

被告は、事件前は、事務職に従事していて、原告の直接の上司ではないこと、飲み会はあくまで私的なもので、会社とは一切関係がないこと、会社は、飲み会の開催を一切知らされておらず、費用の負担もしなかったこと、会社では、ドライバーとオフィスコミュニケーターとの飲み会を厳禁し、周知徹底していた（会社の事業の執行とは何ら関連性がない）と抗弁しています。

しかしながら、被告と原告との上下関係を完全に切断するものとは言い難く、また、会社が男性ドライバーとオフィスコミュニケーターとの私的な飲み会をしないことの通知は、単に口頭で繰り返したにとどまり、現に 12 名もの従業員が飲み会に参加したことに照らして、会社の通知は従業員にはさほどの重みを持って受け止められていないとします。してみれば、会社の通知に反して飲み会が開催されたというだけで、飲み会において行われた被告の行為が会社の業務執行性を失うと解すべきではないと結論付けています。

ただし、この事件は、全体的な印象として、職場環境というより節度の問題といえます。

当法人ではハラスメント研修・相談窓口の受託を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>